令和２年度子ガラス捕獲放鳥業務仕様書

本業務は、カラスの繁殖期において、親ガラスによる不特定多数の通行人に対する威嚇行為、人身への危害を未然に防止することを目的に、市内一円を対象に、巣から落下し、又は飛行できずに地面等にうずくまっている子ガラス等の捕獲及び放鳥を行うものである。

１　業務期間

令和２年４月１日から令和２年10月31日までとする。

２　実施地域

札幌市内一円とする。

３　業務対応時間

業務期間中の６時00分から19時00分においては、３名（１名×３組）以上が同時に出動可能な体制を維持すること。

４　基本事項

（1）　受託者は、本業務を実施するにあたり、契約締結後、本市に対して速やかに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）に基づくカラスの捕獲許可申請を行い、従事者すべてについて捕獲許可証の交付を受けること。

（2）　受託者は、本業務を実施するにあたり、従事者に捕獲許可証の携帯及び腕章の装着をさせること。

（3）　受託者は、本業務の特殊性を考慮し、実施にあたっては事故防止に万全を期すること。

（4）　受託者は、本業務を実施するにあたり、従事者の安全確保に努めること。

（5）　秘密の保持

ア　受託者及びその従事者は、本契約の業務期間内及び履行後において、業務上知りえた一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。

イ　受託者は、その従事者に対し、アの秘密保持について適切な指導管理をしなければならない。

（6）　受託者は、本業務を実施するにあたり、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

（7）　本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と協議する。

５　体制準備等

業務に使用する器具等については、すべて受託者の負担とする。

6　業務実施方法

(1)　市民からの通報、子ガラス等の捕獲、放鳥にいたる一連の業務の流れは別添フローチャートのとおりとする。

(2)　受託者は、市民からの捕獲依頼を受けた委託者の指示により、直ちに現地出動を行うものとする。ただし、札幌市コールセンター又は本庁防災センターより捕獲等の指示があった場合は、委託者の指示とみなし、直ちに行うものとする。

(3)　現地に出動した際の業務は、以下の判断基準により行うものとする。また、捕獲は網又は手によって行うものとする。

①	子ガラス等が地面又は塀などの低い位置で、業務に当たる者の位置から高さ概ね２m未満にある場合（地上２m未満の捕獲）	直ちに捕獲業務を行うものとする。ただし、特殊な状況又は子ガラスが飛び立つなどして捕獲困難となった場合は中止する。
②	子ガラス等が業務に当たる者の位置から高さ概ね２m以上にある場合（地上２m以上の捕獲）	作業の特殊性、危険性等を考慮し、可能であれば捕獲を行うものとする。
③	通報者等がすでに子ガラス等を捕獲し、保管している場合（引き取り）	通報者等から子ガラス等を引き取る。
④	現地で子ガラス等を調査しても捕獲又は確認できない場合（捕獲できず）	通報者等から事情を聴取して、捕獲又は確認できない場合は業務を中止する。
⑤	子ガラス等が死んでいて親ガラスの威嚇が継続している場合（へい死）	廃棄物として適切な処分を行う。
⑥	巣の撤去	子ガラスの足が巣にひっかかっているなど、巣を撤去しないと子ガラスの捕獲が困難な場合に限り行う。

(4)　子ガラスの捕獲等作業が終了したとき（中止や死んでいた場合を含む）は、業務完了の確認のため報告書（様式 1）に通報者等の署名をもらうこととする。なお、通報者等が不在の場合は、署名に代えて捕獲状況のわかる写真を添付すること。

(5)　子ガラス等の放鳥は、捕獲した地点から遠隔地の山林等（本市郊外）で、一般住宅が無い箇所とし、委託者が指示した場所とする。ただし、捕獲地点において激しい威嚇が認められず、子ガラスを枝などにとまらせることが可能な場合は、通報者等の了

承を得た上で、その場での放鳥とする。また、捕獲した卵については土中埋設処分とする。

7　報告等

業務完了後は、委託者に速やかに電話連絡を行うものとする。また、報告書（様式 1）については、業務期間満了後に業務完了届（様式２）と共に提出し、本市による検査を受けること。ただし、札幌市コールセンター又は本庁防災センターからの指示があった場合は、報告書（様式 1）に指示者の所属、氏名、電話番号及び対応結果を記載の上、業務完了後、速やかに委託者へＦＡＸにて通知すること。

8　業務区分及び予定件数

業務区分	予定件数
①　地上２m未満の捕獲	204 件
②　地上２m以上の捕獲	15 件
③　引き取り	57 件
④　捕獲できず	40 件
⑤　へい死	6 件
⑥　巣の撤去	1 件

※ １回の出動により複数の子ガラスを捕獲した場合でも１件として計上する。

※ なお、記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。

9　環境配慮事項

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

子ガラス捕獲放鳥業務委託フローチャート

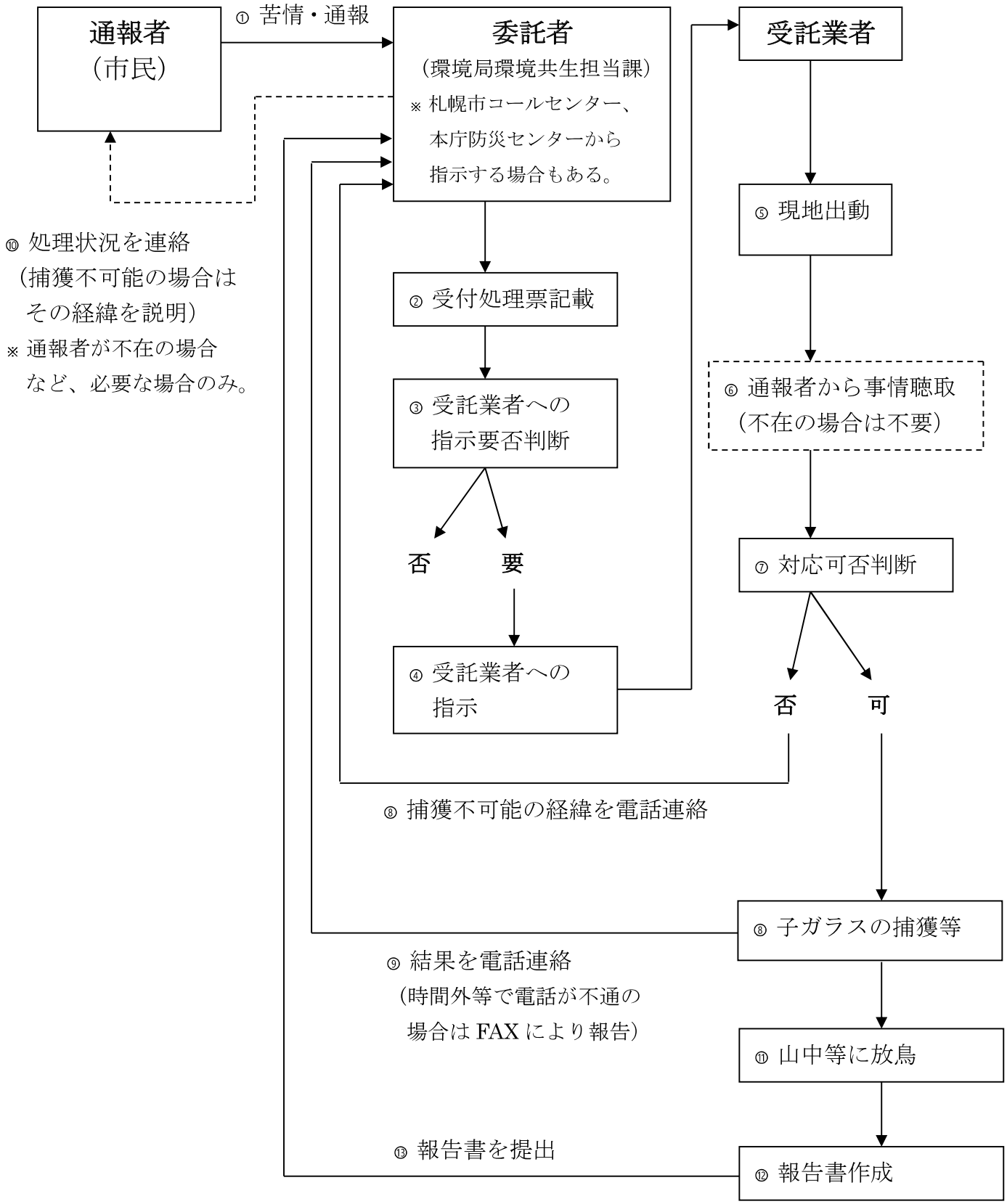

【様式1】

子ガラス捕獲放鳥業務報告書

【整理番号　　】

業務実施日時	令和　　年　　月　　日(　　)　午前・午後　　時　　分

業務実施場所	札幌市　　区

	業　務　実　施　内　容	摘　　要
□	子ガラス等を捕獲（２ｍ未満） （ﾊｼﾌﾞﾄ・ﾊｼﾎﾞｿ）　　＿＿＿羽	捕獲した場所の状況など
□	子ガラス等を捕獲（２ｍ以上） （ﾊｼﾌﾞﾄ・ﾊｼﾎﾞｿ）　　＿＿＿羽	捕獲した場所の状況など
□	子ガラス等の引き取り （ﾊｼﾌﾞﾄ・ﾊｼﾎﾞｿ）　　＿＿＿羽	引き取った状況
□	子ガラス等を捕獲できず	捕獲または発見できなかった状況
□	子ガラス等のへい死を確認 （ﾊｼﾌﾞﾄ・ﾊｼﾎﾞｿ）　　＿＿＿羽	へい死の状況・処理の状況
□	巣の撤去　　＿＿＿個	撤去した時の状況及び捕獲した卵、ヒナの数 ハシブト（卵　　個　・　ヒナ　　羽） ハシボソ（卵　　個　・　ヒナ　　羽）

捕獲した子ガラス等の放鳥場所	札幌市　　区

通報者の確認署名	

報告書作成者氏名	

【備考】
□ 環境共生担当課（　　）に連絡済
□ コールセンター（　　）に連絡済
□ 防災センター（　　）に連絡済
□ 通報者不在でサインもらえず。（写真を添付）

【様式2】

完　了　届

令和　　年　　月　　日

札幌市長　秋 元　克 広　　様

住　所

氏　名　　印

名　称　　令和２年度子ガラス捕獲放鳥業務

上記役務は、令和　　年　　月　　日に完了したのでお届けします。
（なお、完了した役務の内容は作業日誌等にて逐次ご報告したとおりです。）

受付	令和　　年　　月　　日	完了を確認した職員	印

課　長	係　長	係

令和　　年　　月　　日上記のとおり完了届の提出があったので、この役務の履行検査に係る検査員及び立会人については次の者に命じ、令和　　年　月　日に検査を実施してよろしいか。

検査員　　職　　氏名

立会人　　職　　氏名

個人情報取扱注意事項

別記

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）
第１　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）
第２　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

３　前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）
第３　受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）
第４　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）
第５　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）
第６　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）
第７　受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）
第８　委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。